

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

	所管課室名	福祉保健総務課	整理番号	4-1-5
処分の種類	法令等の違反に対する措置命令			
根拠法令等・条項	社会福祉法第56条第2項			
処分の概要	<p>所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>			
処分基準	<p>○社会福祉法人審査基準 <「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知)別紙1> http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/02/s0217-7b.html</p> <p>○社会福祉法人審査要領 <「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画・社会・援護局企画・老人保健福祉局計画・児童家庭局企画課長連名通知)別紙> http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/02/s0217-7b.html</p> <p>○社会福祉法人指導監査要綱 <「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生省労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護・老健局長連名通知)別添> http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=9242</p>			
基準の制定根拠	地方自治法第245条の9第1項の規定に基づく処理基準			